

令和9年度【医政局所管】国庫補助事業一覧表（予定）

※この補助事業一覧は、基準額等を一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせください。

事業 種別	No.	補助事業名	補 助 内 容	補助金等 の名称	一か所当たり 基準額等 (面積の場合、面積に基 準単価を乗じた額が補助 基準額となる)	補助率 (基準額× 補助率)	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課(室)・係(班) 担当者 直通電話番号
設 備 整 備 事 業	1	へき地医療拠点病院設備整備 事業	へき地医療拠点病院として必要な医療機 器購入費	医療施設等 設備整備費 補助金	担当者に要照会	1／2	都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の医療機器整備	医療指導課 医師・看護職員確保 対策室 医師確保係 河内 直通092-643-3330
	2	へき地診療所設備整備事業	へき地診療所として必要な医療機器購入 費			1／2	市町村、公的病院、その他厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所の医療機器整備	
	3	へき地患者輸送車(艇)整備事 業	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車 等の購入費			1／2	市町村、公的病院が行う患者輸送車及び患者輸送艇の整備	
	4	へき地巡回診療車(船)整備事 業	巡回診療用自動車及び積載する医療機器 購入費			1／2	市町村、公的病院、都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院が行う巡回診療車の整備	
	5	へき地・離島診療支援システ ム設備整備事業	へき地・離島における診療支援に必要な 画像伝送・受診システム、テレビ会議シ ステム及び付属機器等の購入費			1／2	市町村、公的病院、その他厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地・離島診療支援システムの整備	
	6	過疎地域等特定診療所設備整 備事業	過疎地域等特定診療所として必要な医療 機器購入費			1／2	市町村が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備	
	7	救命救急センター設備整備事 業	・救命救急センターとして必要な医療機 器及び重症熱傷患者用備品等の購入費 ・ドクターカー及びドクターカーに搭載 する医療機器等の購入費 ・心電図受信装置の購入費 ・ドクターヘリとの通信に必要な無線装 置の購入費	医療提供体制推 進事業費 補助金 (統合補助金)	1か所当たり 741千円	2／3	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う救命救急センターの設備整備	医療指導課 地域医療係 有川 直通092-643-3396
	8	地域災害拠点病院設備整備事 業	地域災害拠点病院として必要な医療機器 等の購入費、緊急車輛(携帯式の応急用 医療資器材等を含む)の購入費			2／3	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う地域災害拠点病院の設備整備	医療指導課 災害医療係 中村 直通092-643-3273
	9	医療施設非常用通信設備整備 事業	災害時における通信手段の確保を図るた めに必要な通信設備(衛星携帯電話や衛 星データ通信等)の購入費			1／3	救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所(病床を有する診療所に限る。)、周産 期母子医療センター、地域医療支援病院、特定機能病院の開設者が行う非常用通信設備の整備 (ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)	(へき地医療拠点病 院、 へき地診療所) 医療指導課 医師・看護職員確保 対策室 医師確保係 河内 直通092-643-3330 (その他の病院等) 医療指導課 災害医療係 中村 直通092-643-3273
	10	小児医療施設設備整備事業	小児医療施設として必要な医療機器等 (新生児集中治療管理室「NICU」に必 要な医療機器を含む。)の購入費			2／3	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う小児医療施設の設備整備 NICUを設置する場合には、24時間診療体制を確保するとともに、必要な職員を配置するほ か、以下の設備を整えるものとする。 ・新生児用呼吸循環監視装置 ・新生児用人工換気装置 ・保育器 ・その他新生児集中治療に必要な設備	医療指導課 地域医療係 坪根 直通092-643-3396

令和9年度【医政局所管】国庫補助事業一覧表（予定）

※この補助事業一覧は、基準額等を一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせください。

事業 種別	No.	補助事業名	補 助 内 容	補助金等 の名称	一か所当たり 基準額等 （面積の場合、面積に基 準単価を乗じた額が補助 基準額となる）	補助率 （基準額× 補助率）	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課（室）・係（班） 担当者 直通電話番号
	11	周産期医療施設設備整備事業	・周産期医療施設として必要な医療機器等（母体・胎児集中治療管理室「M F I C U」に必要な医療機器を含む。）の購入費 ・ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費		〔周産期医療施設〕 (1) 医療機器整備費 1か所当たり46,925千円 (2) ドクターカー 1か所当たり32,039千円	2／3	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う周産期医療施設の設備整備 母体・胎児集中治療管理室には、以下の設備を整えるものとする。 ・分娩監視装置 ・呼吸循環監視装置 ・超音波診断装置 ・その他母体・胎児集中治療に必要な設備	医療指導課 地域医療係 坪根 直通092-643-3396
	12	災害拠点精神科病院等設備等整備事業	災害拠点精神科病院及び日本D P A Tを有する病院として必要な広域災害・救急医療情報システム端末等の購入費		担当者に要照会	1／2	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う地域災害拠点病院の設備整備	健康増進課 こころの健康づくり 推進室 精神保健係 石川 直通092-643-3265
設 備 整 備 事 業	13	遠隔医療設備整備事業	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	医療施設等 設備整備費 補助金	・支援側医療機関 遠隔病理診断 4,598千円 遠隔画像診断及び助言 16,390千円 ・依頼側医療機関 遠隔病理診断 14,198千円 遠隔画像診断及び助言 14,855千円 ・遠隔手術指導 5,580千円 ・オンライン診療装置 2,660千円	1／2	情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。 また、患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から情報通信機器を活用して医師と患者間における遠隔地からの診療を行う。	（遠隔手術指導に関する事業） 医療指導課 医師・看護職員確保 対策室 医師確保係 三好 直通092-643-3330 （その他の事業） 事業により所管が異なりますので、まず上記 あてお問い合わせください。
	14	実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業	実践的手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等購入費		1か所当たり71,191千円	1／2	次の要件を全て満たすものとする。 1.手術手技向上のための研修で、都道府県における中核的な役割を果たしていること。 2.日本外科学会・日本解剖学会が示している「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」を遵守した研修実施体制が確保されていること。	医療指導課 医療指導係 浅山 直通092-643-3274
	15	臨床研修病院支援システム設備整備事業	臨床病理検討会(CPC)の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び付属機器等の購入費		・支援側医療機関 7,857千円 ・依頼側医療機関 7,857千円	1／2	私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者(市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センターを除く。)が開設する医療機関が行う臨床研修病院支援システムの設備整備	医療指導課 医師・看護職員確保 対策室 医師確保係 三好 直通092-643-3330
	16	災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業	災害・感染症医療業務従事者を派遣する医療機関として必要な医療機器等の購入費、緊急車輛（携行式の応急用医療資器材等を含む）の購入費		・医療機器等 1か所当たり19,224千円 ・緊急車両 1か所当たり31,685千円	1／3	都道府県知事と災害・感染症医療業務従事者の派遣に関する協定を締結している医療機関が行う設備整備	医療指導課 災害医療係 中村 直通092-643-3273
	17	医療コンテナ活用促進事業	災害拠点病院として必要な医療コンテナ及びコンテナに搭載する医療用資器材・その他資器材の購入、運搬・設置料		担当者に要照会	1／2	災害拠点病院が行う医療コンテナの活用	医療指導課 災害医療係 中村 直通092-643-3273

令和9年度【医政局所管】国庫補助事業一覧表（予定）

※この補助事業一覧は、基準額等を一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせください。

事業 種別	No.	補助事業名	補 助 内 容	補助金等 の名称	一か所当たり 基準額等 （面積の場合、面積に基 準単価を乗じた額が補助 基準額となる）	補助率 （基準額× 補助率）	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課（室）・係（班） 担当者 直通電話番号
施 設 整 備 事 業	18	非常用自家発電設備及び給水 設備整備事業	非常用自家発電設備、受水槽、給水設 備、燃料タンクの整備、更新、増設、増 強等に必要な工事費又は工事請負費	医療提供体制施 設整備 交付金	担当者に要照会	0.33 又は 0.5（受水 槽、給水設 備の場合に 限る）	（事業内容） 非常用自家発電設備（病院の診療機能を3日程度維持するために必要な燃料の備蓄又は自然エネ ルギーの活用等による備蓄機能を有するものに限る）及び給水設備（病院の診療機能を3日程度 維持するために必要な水を確保する受水槽又は地下水利用のための設備）の整備 （補助対象事業者） ア 救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所（病床を有する診療所に限る）、周 産期母子医療センター、地域医療支援病院、特定機能病院の開設者（ただし、地方公共団体及び 地方独立行政法人を除く） イ 国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生 会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会医療法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療 所（病床を有する診療所に限る。） ウ 病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療 所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療 所、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療 所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設 の開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険 組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会医療 法人北海道社会事業協会を除くものとし、診療所については、病床を有する診療所に限る）	（へき地医療拠点病 院、 へき地診療所） 医療指導課 医師・看護職員確保 対策室 医師確保係 河内 直通092-643-3330 （その他の病院） 医療指導課 災害医療係 中村鎌田 直通092-643-3273
	19	へき地医療拠点病院施設整備 事業	へき地医療拠点病院として必要な新築、 増改築に要する工事費又は工事請負費	医療施設等 施設整備費 補助金	担当者に要照会	1／2	都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の施設整備	医療指導課 医師・看護職員確保 対策室 医師確保係 河内 直通092-643-3330
	20	へき地診療所施設整備事業	へき地診療所として必要な新築、買収、 増改築及び改修に要する工事費又は工事 請負費（ただし、既存の診療所の改修は 除く）			1／2	市町村、公的病院、その他厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所及びその医師住宅 等の新築、買収及び増改築及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く）に係る施設整備	
	21	過疎地域等特定診療所施設整 備事業	過疎地域等特定診療所（眼科、耳鼻いんこ う科又は歯科）として必要な新築、増改築 及び改修に要する工事費又は工事請負費 （ただし、既存の診療所の改修は除く）			1／2	市町村が行う過疎地域特定診療所の施設整備	
	22	救命救急センター施設整備事 業	救命救急センターとして必要な新築、増 改築に要する工事費又は工事請負費		担当者に要照会	0.33	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う救命救急センターの施設整備	医療指導課 地域医療係 有川 直通092-643-3396

令和9年度【医政局所管】国庫補助事業一覧表（予定）

※この補助事業一覧は、基準額等を一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせください。

事業種別	No.	補助事業名	補 助 内 容	補助金等の名称	一か所当たり基準額等 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額が補助基準額となる)	補助率 (基準額×補助率)	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課(室)・係(班) 担当者 直通電話番号
施設整備事業	23	小児医療施設施設整備事業	小児医療施設として必要な診療棟、小児専用病棟の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	医療提供体制施設整備交付金	〔小児医療施設〕 次に掲げる基準単価に基準面積を乗じた額とする。 (基準単価) ア 病棟 鉄筋コンクリート 484,000円 ブロック 214,000円 イ 診療棟 鉄筋コンクリート 484,000円 ブロック 214,000円 (基準面積) 1,300㎡	0.33	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う小児医療施設の整備	医療指導課 地域医療係 坪根 直通092-643-3396
	24	周産期医療施設施設整備事業	母体・胎児集中治療管理室として必要な周産期専用病棟の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費		〔周産期医療施設〕 次に掲げる基準単価に基準面積を乗じた額とする。 (基準単価) 病棟 鉄筋コンクリート 484,000円 ブロック 214,000円 (基準面積) 500㎡ (2)産科区域整備 病棟等の感染対策に係る整備 (基準単価) 対象面積1㎡当たり 239,300円	0.33	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う周産期医療施設の整備	医療指導課 地域医療係 坪根 直通092-643-3396
	25	共同利用施設施設整備事業	地域医療支援病院の共同利用部門として必要な特殊診療棟や開放型病棟の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費		(特殊診療棟) 300㎡×484,000円 (鉄筋コン) ×214,000円 (ブロック) (開放型病棟) 一般病床数(50床限度) ×13.88㎡(耐火構造)、 12.56㎡(ブロック・木造) ×484,000円(鉄筋コン)、 214,000円(ブロック)	0.33	都道府県知事の要請を受けた地域医療支援病院(公立病院・公的病院を除く)が実施する共同利用施設の整備	医療指導課 医療指導係 浅山 直通092-643-3274
	26	医療施設近代化施設整備事業 (精神病床)	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる病棟等の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費		担当者に要照会	0.33	建物の老朽化等による建替等のための施設整備	健康増進課 こころの健康づくり 推進室 精神保健係 落 直通092-643-3265

令和9年度【医政局所管】国庫補助事業一覧表（予定）

※この補助事業一覧は、基準額等を一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせください。

事業 種別	No.	補助事業名	補 助 内 容	補助金等 の名称	一か所当たり 基準額等 (面積の場合、面積に基 準単価を乗じた額が補助 基準額となる)	補助率 (基準額× 補助率)	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課(室)・係(班) 担当者 直通電話番号
施 設 整 備 事 業	27	災害拠点精神科病院施設整備 事業	以下に要する工事費又は工事請負費 ・災害拠点精神科病院として必要な新 築、増改築に伴う補強及び既存建物に対 する補強 ・非常用自家発電設備整備又は更新 ・受水槽整備又は更新 ・給水設備整備（地下水利用のための設 備整備、受水槽増設又は補強等） ・非常用自家発電装置の燃料タンク増設 又は補強等	医療提供体制施 設整備 交付金	担当者に要照会	0.5	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う災害拠点精神科病院の施設整備	健康増進課 こころの健康づくり 推進室 精神保健係 石川 直通092-643-3265
	28	医療施設近代化施設整備事業 (結核病床)	医療施設の患者の療養環境、医療従事者 の職場環境、衛生環境の改善及び患者 サービスの向上等につながる病棟等の新 築、増改築及び改修に要する工事費、工 事請負費		担当者に要照会	0.33	公的病院や民間病院 1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条の規定に基づ く、感染症指定医療機関（結核病棟を有するものに限る。）であること 2. 建替整備（改築及び移転新築）を伴う場合は、整備区域は築後概ね30年以上経過 していること。 3. 一床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ一床当たりの病棟面積18㎡以上（改修の場合 は5.8㎡以上かつ一床当たりの病棟面積16㎡以上）確保すること。 4. 直近の医療監視時における医師・看護師の現員の職員数の標準に対する比率のい ずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80%以上であること 5. 整備区域の病棟の病床数を10%以上の削減（条件あり）	がん感染症 疾病対策課 感染症対策係 徳重 直通092-643-3597
	29	医療施設近代化施設整備事業 (療養環境改善)	病院における療養病床の療養環境改善の ための整備		担当者に要照会	0.33	公的病院や民間病院 1. 療養病床に必要な機能訓練室、患者食堂及び浴室の全部又は一部の整備事業であること 2. 病室の整備が伴わない整備計画であること。ただし、1.の整備に当たり既存病室を転用する場 合はこの限りではない。 3. 整備後は、医療法及び医療法施行規則本則に定める療養病床の構造設備の基準を満たすこと。 なお、廊下幅に限り、平成5年改正省令附則、平成10年改正省令附則及び平成13年改正省令附則 に定める経過措置の基準を適用しても差し支えないものとする。	医療指導課 災害医療係 鎌田 直通092-643-3273
	30	地域災害拠点病院施設整備事 業	・地域災害拠点病院として必要な新築、 増改築に伴う補強及び既存建物に対する 補強に要する工事費又は工事請負費 ・備蓄倉庫、非常用自家発電設備、受水 槽、ヘリポート、給水設備、燃料タンク の整備、更新、増設、増強等に必要な工 事費又は工事請負費			0.33 (一部 0.5)	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う地域災害拠点病院の施設整備	医療指導課 災害医療係 鎌田 直通092-643-3273
	31	治験施設施設整備事業	治験施設として必要な治験専門外来、治 験管理部門の新築、増改築及び改修に要 する工事費又は工事請負費			0.33	民間病院 以下に掲げる治験専門外来、治験管理部門の拡充整備 1. 治験専門外来 (外来診察室、処置室、検査室等) 2. 治験管理部門 事務部門（治験事務室、治験審査委員会事務室） 相談部門（治験依頼者相談室、被験者相談室） その他（諸記録保管室、治験薬保管・管理室、調剤室等）	業務課 生産指導係 樹田 直通092-643-3286

令和9年度【医政局所管】国庫補助事業一覧表（予定）

※この補助事業一覧は、基準額等を一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせください。

事業 種別	No.	補助事業名	補 助 内 容	補助金等 の名称	一か所当たり 基準額等 （面積の場合、面積に基 準単価を乗じた額が補助 基準額となる）	補助率 （基準額× 補助率）	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課(室)・係(班) 担当者 直通電話番号
施 設 整 備 事 業	32	医療施設等耐震整備事業	医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	医療提供体制施設整備交付金	（基準面積） 全て 2,300 m ² 病院の場合 （1）ア 補強が必要と認められるもの（イを除く工法によるもの） 108,900円 イ 免震化工法によるもの 119,830円 （2）ア Is 値0.4 未満の第二次救急医療施設等（ウを除く工法によるもの） Is 値が0.3 未満の病院（第二次救急医療施設等は除く）（ウを除く工法によるもの） 517,800円 ウ 免震化工法によるもの 596,600円 （3）看護師等養成所の場合 ア 補強が必要と認められるもの（イを除く工法によるもの） 83,100円 イ 免震化工法によるもの 91,470円 （4）Is値が0.3 未満のもの 395,700円	0.475 （0.95× 0.5） 又は0.5	ア 第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるIs 値が0.3 未満の建物を有する病院 ウ 看護師等養成所 （※ア、イ、ウすべてにおいて地方公共団体及び地方独立行政法人を除く） （※ 一部要件においては病床10%削減義務有り）	医療指導課 災害医療係 鎌田 直通092-643-3273
	33	医療機器管理室施設整備事業	医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費		80m ² ×558,000円（鉄筋コン）	0.3135 （0.95× 0.33）	民間病院（公立病院・公的病院を除く） 地域医療支援病院や地域がん診療拠点病院等、地域における中核的な医療機関であること 医療機器管理室は臨床工学技士等による管理体制が整えられていること	医療指導課 災害医療係 鎌田 直通092-643-3273
	34	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	看護師の特定行為研修の実施に必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費		80m ² ×208,200円（鉄筋コン） ×180,900円（ブロック） ×208,200円（木造）	1/2	（ア）医療法人（イ）社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）（ウ）学校法人及び準学校法人 （エ）一般社団法人及び一般財団法人（オ）健康保険組合及び健康保険組合連合会（カ）国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会（キ）独立行政法人 （ク）公的団体（ケ）国立大学法人	医療指導課 医師・看護職員 確保対策室 看護職員確保係 中野 直通092-643-3276
	35	地球温暖化対策施設整備事業	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費		117,856千円	0.3135 （0.95× 0.33） 又は0.33	民間病院、公的病院、診療所 地球温暖化対策に資する病院等の整備であって、病院等並びに整備内容が以下の要件を全て満たすこと。 （1）病院等において省エネルギーに関する規程等を策定し、組織的な管理体制、個々の職員の役割、基本的な取組の流れ等を定めていること。 （2）整備の結果、当該病院等において、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第5項に規定する温室効果ガス総排出量が整備前より減少することが見込まれるものであること。 （3）整備内容の例は以下のとおり ア 屋上等に太陽電池を設置し、太陽電池により発電した電力を病院等で通常使用する電力に活用するための整備 イ 屋上等に太陽熱給湯器を設置し、太陽熱で暖めた温水を暖房、給湯等に利用するための整備 ウ 建物の壁面や屋上等の緑化を行う整備 エ 敷地、屋上等から集めた雨水を建物地下の雨水貯留槽に溜め、ろ過等の処理を行い、トイレの洗浄水等に利用するための整備 オ 病院等の内部で発生する排水にろ過等の処理を行い、上水ほどの水質を必要としないトイレ洗浄水等に利用するための整備 カ 高効率熱源機器の導入整備	医療指導課 災害医療係 鎌田 直通092-643-3273

令和9年度【医政局所管】国庫補助事業一覧表（予定）

※この補助事業一覧は、基準額等を一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせください。

事業 種別	No.	補助事業名	補 助 内 容	補助金等 の名称	一か所当たり 基準額等 (面積の場合、面積に基 準単価を乗じた額が補助 基準額となる)	補助率 (基準額× 補助率)	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課(室)・係(班) 担当者 直通電話番号
	36	医療施設浸水対策事業	以下事業に必要な工事費及び工事請負費 (1) 止水板等もしくは防水壁の設置 建物内への浸水を有効に防止できる場所 に止水板等(浸水に耐える材質で、取り 外し、移動又は開閉が可能なもの)もし くは防水壁を設置するもの。 (2) 医療用設備の移設 想定浸水深又は基準水位より高い位置に 医療用設備(建物と一体として整備を行 う必要のある医療用設備に限る)を移設 するもの。 (3) 電気設備の移設 想定浸水深又は基準水位より高い位置に 電気設備(受変電設備、自家発電機設 備、分電盤、それらに付随する設備機器 等)を移設するもの。		担当者に要照会	0.3135 (0.95× 0.33)	水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事、市町村長が公表する浸水想定区域、又は津波防災 地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公表する津波災害警戒区域に所在し、地域の医 療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない以下の医療機関等の開設者。 (補助対象となる施設) 救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在 宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間 外診療実施診療所、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、 周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、 腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、地域医療支援病院及び特定機能病院の開設者と する(ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組 合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法 人北海道社会事業協会を除く。))。	(へき地医療拠点病 院 へき地診療所) 医療指導課 医師・看護職員確保 対策室 医師確保係 河内 直通092-643-3330 (その他の病院等) 医療指導課 災害医療係 中村鎌田 直通092-643-3273
施 設 整 備 事 業	37	研修医のための研修施設整備 事業	研修棟として必要な講義室、討議室、図 書・視聴覚部門、仮眠室、管理部門、倉 庫等の新築、増改築に要する工事費又は 工事請負費		担当者に要照会	1／2	私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者(都道府県、市町村 等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人 恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)) が行う研修棟の施設整備	医療指導課 医師・看護職員確保 対策室 医師確保係 三好 直通092-643-3330
	38	臨床研修病院施設整備事業	臨床研修医に対する研修環境の充実を図 るための外来診療棟(外来診療部門、救 急診療部門、総合診療部門、在宅医療部 門、病歴管理室等)の拡充整備に係る新築 、増改築等に係る工事費又は工事請負費	医療施設等 施設整備費 補助金	担当者に要照会	1／2	私立医科大学付属病院又は臨床研修病院の開設者(都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院 機構、国立高度専門医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生 農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。))が行う臨床研修病院の施設 整備	
	39	院内感染対策施設整備事業	病院の感染者のための個室整備に必要な 工事費又は工事請負費		1室当たり38,109千円 (空調設備(空気清浄度クラ ス1万以上)を整備する場 合は別途加算有り)	1／3	民間病院 厚生労働省が実施する院内感染講習会に医師又は看護師等を参加させるなど積極的な取り組みを 行っていること。 個室整備に必要な設備(専用のバス、トイレ等)を設けること。	医療指導課 災害医療係 中村 直通092-643-3273
	40	医療施設ブロック塀改修等施 設整備事業	倒壊の危険性があるブロック塀の改修等 に必要な工事費又は工事請負費		対象の長さ1m当たり 基準単価 104千円 (ただし30mを上限とす る。)	1／3	県内病院 病院が敷地内に保有する倒壊の危険性があるブロック塀の改修等(取壊し又は補強)に係る費用	医療指導課 災害医療係 中村 直通092-643-3273

令和9年度【医政局所管】国庫補助事業一覧表（予定）

※この補助事業一覧は、基準額等を一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせください。

事業種別	No.	補助事業名	補 助 内 容	補助金等の名称	一か所当たり基準額等 （面積の場合、面積に基準単価を乗じた額が補助基準額となる）	補助率 （基準額×補助率）	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課（室）・係（班） 担当者 直通電話番号
その他事業	41	在宅医療療養児一時受入支援事業	在宅等に移行したNICU等長期入院児等を、その保護者の要望に応じて、一時的に受け入れる際の病床確保経費及び看護師等確保経費	医療提供体制推進事業費補助金 （統合補助金）	（1）病床確保経費 1日1床あたり 29,110円 （2）看護師等確保経費 看護師 1日6,350円 看護師助手等 1日5,320円	1/3	○施設要件 1 以下の常勤職種から構成される医療チームを有すること。ただし、院内兼務でも可とする。 （1）小児科医師（呼吸管理に習熟した小児科医を含む） （2）看護師 （3）小児に精通した理学療法士 （4）臨床工学技士 2 訪問看護施設と連携ができていないこと。 3 呼吸管理を行うために医療機器（病床分の人工呼吸器、呼吸・循環モニター及び酸素・空気・吸引の中央配管）等を備えること。 4 人工呼吸管理、栄養管理、呼吸理学療法を含むリハビリテーション、必要に応じて感染・輸液管理を行うために必要な診療機能を有すること。 5 病床を1床以上有すること。 ○受入対象児 在宅に移行したNICUやGCUに長期入院していた児、同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする児	高齢者地域包括ケア推進課 在宅医療係 佐柳 直通092-643-3275

（参考）
公立病院：都道府県、市町
公的病院：日赤、済生会、
民間病院：医師会、医療法

令和９年度【地域医療介護総合確保基金】活用補助事業一覧表（予定）

以下の事業については、地域医療介護総合確保基金により、令和９年度に実施を検討している事業ですが、基金事業に係る都道府県計画の策定過程において、内容の変更、あるいは、事業の中止があり得ます。

※この補助事業一覧は、基準額等を一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせをお願いします。

事業 種別	No.	補助事業名	補 助 内 容	補助金等 の名称	一か所当たり 基準額等 (面積の場合、面積に 基準単価を乗じた額が 補助基準額となる)	補助率 (基準額× 補助率)	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課(室)・係(班) 担当者 直通電話番号
設備 整備 事業	A	院内助産所・助産師外来設備整備事業	院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費	地域医療介護総合確保基金	30㎡ ×143,900円(鉄筋コン) ×125,700円(ブロック) ×143,900円(木造)	0.33	民間病院 公的病院 診療所 ※産科又は産婦人科の診療科を有する医療機関で、新たに医療機関等の施設内に院内助産所等を開設する場合に限る。	医療指導課 医師・看護職員 確保対策室 看護職員確保係 橋口 直通092-643-3276
	B	がん診療施設設備整備事業	がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機械等の備品購入費		32,400千円	1／3	公的病院や民間病院が行うがん診療施設の設備整備	がん感染症疾病対策課 がん対策係 田中 直通092-643-3317
施設 整備 事業	C	病院内保育所施設整備事業	病院内保育所の開設に必要な、新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費		収容定員(30人を限度) ×5㎡ ×133,500円(鉄筋コン) ×116,900円(ブロック) ×133,500円(木造)	0.3135 (0.95× 0.33)	民間病院 診療所 ※新たに医療機関等の施設内に保育所を開設する場合に限る	医療指導課 医師・看護職員 確保対策室 医師確保係 河内 直通092-643-3330
	D	看護師勤務環境改善施設整備事業	看護職員が働きやすく離職防止につながる看護師詰め所、処置室、症例等検討会議室等の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費		1看護単位につき 50㎡ ×143,900円(鉄筋コン) ×125,700円(ブロック) ×143,900円(木造) (ナースコール更新付設の場合、別途加算あり)	0.3135 (0.95× 0.33)	民間病院 診療所 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入など看護業務の改善に積極的な取組を行っていること 院内研修等独自の離職防止対策を実施していること	医療指導課 医師・看護職員 確保対策室 看護職員確保係 橋口 直通092-643-3276
	E	看護師宿舍施設整備事業	病院の看護師宿舍の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費		看護師1人当たり 33㎡ ×160,600円(鉄筋コン) ×140,400円(ブロック) ×160,600円(木造)	0.3135 (0.95× 0.33)	民間病院 診療所 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入など看護業務の改善に積極的な取組を行っていること 院内研修等独自の離職防止対策を実施していること	
	F	院内助産所・助産師外来施設整備事業	院内助産所・助産師外来の開設に必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費		30㎡ ×143,900円(鉄筋コン) ×125,700円(ブロック) ×143,900円(木造)	0.33	民間病院 公的病院 診療所 ※産科又は産婦人科の診療科を有する医療機関で、新たに医療機関等の施設内に院内助産所等を開設する場合に限る	医療指導課 医師・看護職員 確保対策室 看護職員確保係 橋口 直通092-643-3276

以下の事業については、地域医療介護総合確保基金により、令和９年度に実施を検討している事業ですが、基金事業に係る都道府県計画の策定過程において、内容の変更、あるいは、事業の中止があり得ます。

※この補助事業一覧は、基準額等を一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせをお願いします。

事業 種別	No.	補助事業名	補 助 内 容	補助金等 の名称	一か所当たり 基準額等 (面積の場合、面積に 基準単価を乗じた額が 補助基準額となる)	補助率 (基準額× 補助率)	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課(室)・係(班) 担当者 直通電話番号
Z	G	病床機能分化・連携施設・設備 整備事業	地域包括ケア病棟入院料を算定する病床 又は回復期リハビリテーション病棟入院 料を算定する病床を整備するために必要 となる施設の新築、増改築及び改修に要 する工事費又は工事請負費、備品購入費		【新築・増改築】 1床当たり4,085千円 【改修】 1床当たり3,333千円 【設備整備】 1施設当たり10,800千円	1／2	前年度の病床機能報告において高度急性期又は急性期、慢性期を担う病床と報告した病床のうち、一般病棟入院料（7対1、10対1等）を算定する病床あるいは療養病床を地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を除く）を算定する病床または回復期リハビリテーション病棟を算定する病床に転換する際に必要となる施設・設備整備	医療指導課 医療計画係 吉田 直通092-643-3328
	H	病院内保育所運営費補助事業	病院内保育所事業を行うために必要な保育士等の人件費		基準額〔(基本額-控除額) ×調整率+加算額〕	2／3	民間病院 診療所 ※当該年度新設のものは除く	医療指導課 医師・看護職員 確保対策室 医師確保係 河内 直通092-643-3330
	I	地域医療勤務環境改善支援事業 (地域医療勤務環境改善体制整備事業)	「医師労働時間短縮計画」に基づく新規 の取組を総合的に実施する事業の経費 ＜総合的な取組の例＞ ・勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定 ・複数主治医制や短時間勤務等多様な働き方の推進 ・タスクシフト、タスクシェアの推進 ・これらに類する医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた取組		稼働病床数×133千円 等 ※療養病床を除く。精神科救急を根拠とする医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数とする ※報告している病床数が20床未満の場合は20床として算定する	10／10 (ただし、 資産形成費 は3／4)	地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境の改善に取り組んでいると知事が認める医療機関において、当該医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施すること（但し、診療報酬の地域医療体制確保加算を取得している者を除く。） 「特別な役割」がある医療機関とは、次のいずれかを満たす医療機関 ・救急車等による搬送件数が1000件以上2000件未満の2次救急又は3次救急を提供する医療機関 ・救急車等による搬送件数が1000件未満のうち、夜間・休日・時間外入院件数が500件以上の2次救急又は3次救急を提供する医療機関 ほか ・その他地域医療の確保に必要な医療機関（急性期・高度急性期病棟を持つ総合周産期医療センター等）※詳細は担当者に照会 「過酷な勤務環境の改善に取り組んでいる」医療機関とは、次に掲げる要件を全て満たす医療機関 ・年の時間外・休日労働が960時間を超える又は超えるおそれがある（年720時間を超え、960時間以下の）医師を雇用している医療機関で、36協定において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超えている ・「医師労働時間短縮計画」を作成している 等 ※詳細は担当者に照会	

以下の事業については、地域医療介護総合確保基金により、令和９年度に実施を検討している事業ですが、基金事業に係る都道府県計画の策定過程において、内容の変更、あるいは、事業の中止があり得ます。

※この補助事業一覧は、基準額等を一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせをお願いします。

事業 種別	No.	補助事業名	補 助 内 容	補助金等 の名称	一か所当たり 基準額等 (面積の場合、面積に 基準単価を乗じた額が 補助基準額となる)	補助率 (基準額× 補助率)	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課(室)・係(班) 担当者 直通電話番号
て の 他 事 業	J	地域医療勤務環境改善支援事業 (地域医療勤務環境改善体制整備特別事業)	医療機関が作成する「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく、総合的な取組に要する経費 ＜総合的な取組の例＞ ・勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定 ・複数主治医制や短時間勤務等多様な働き方の推進 ・タスクシフト、タスクシェアの推進 ・これらに類する医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた取組	地域医療介護総合確保基金	稼働病床数×133千円 等 ※療養病床を除く ※報告している病床数が20床未満の場合は20床として算定する	10／10 (ただし、 資産形成費 は3／4)	地域医療において特別な役割があり、かつ病床あたりの医師数を一定数以上確保し、あるいは幅広い症例に対応するための多領域の診療科を設置した上で病院としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技術の習得できるような医師を育成しつつ過酷な勤務環境の改善に取り組んでいると知事が認める医療機関において、当該医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく新規の取組を総合的に実施すること 「特別な役割」がある医療機関とは、次のいずれにも該当する医療機関 ・特定機能病院、地域医療支援病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、地域がん拠点病院等の地域医療に特別な役割がある医療機関 ほか ・基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち 10 以上の領域において専門研修基幹施設である医療機関 ほか ※詳細は担当者に照会 「過酷な勤務環境の改善に取り組んでいる」医療機関とは、次に掲げる要件を全て満たす医療機関 ・年の時間外・休日労働が960時間を超える又は超えるおそれがある（年720時間を超え、960時間以下の）医師を雇用している医療機関で、36協定において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超えている ・「医師労働時間短縮計画」を作成している 等 ※詳細は担当者に照会	医療指導課 医師・看護職員 確保対策室 医師確保係 金子 直通092-643-3330
	K	地域医療勤務環境改善支援事業 (勤務環境改善医師派遣等推進事業)	派遣する医師の派遣先医療機関における労働時間に、直近の決算数値により算出される医師1人あたりの1時間あたりの経常利益相当額		1時間あたり7.1 千円	10／10	地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境の改善に取り組んでいると知事が医療機関に対し、医師の労働時間短縮に向けた取組として、医師を新規に派遣すること ただし、派遣する医師は派遣元医療機関の常勤医師、かつ派遣先医療機関で非常勤医師として勤務する者であり、派遣は派遣元と派遣先の双方が確認しているものに限る 「特別な役割」がある医療機関とは、次のいずれかの認定を受けている又は実績がある医療機関 ・特定機能病院、地域医療支援病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、地域がん拠点病院、病院群輪番制病院、小児2次救急病院、5疾病6事業で重要な役割を担う病院、在宅療養支援病院 ※詳細は担当者に照会 「過酷な勤務環境の改善に取り組んでいる」医療機関とは、次に掲げる要件を全て満たす医療機関 ・月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している（もしくは雇用予定） ・36協定において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること（もしくは締結予定） ・「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成している 等 ※詳細は担当者に照会	

(参考)
公立病院：都道府県
公的病院：日赤、済
民間病院：医師会、